

笠間市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

笠間市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 笠間地区

(1) 現況

本地域は、市の北部に位置し、八溝山系鶏足山塊と筑波山塊の標高 400m～500mの丘陵地帯に囲まれた盆地地形であり、中央の平坦地に市街地を取り巻くように田園地帯が広がっている。地区の中心部を流れる涸沼川の沿岸域は大半が沖積土で肥沃な砂質土壌だが、山麓台地部は火山灰土が多くあまり肥沃ではなく、従来から慢性的な水不足を抱えており、ため池が点在している。農用地は概ね田畑の混在が多く、小区画であるため、集団化および基盤整備を進め、農地としての効率的な利用を進めているが、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加、鳥獣害の深刻化、農業用施設の老朽化などが課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 友部地区

(1) 現況

本地域は、市の南東部に位置し、北西部にかけて阿武隈山系に属する友部丘陵の標高 50～100mの丘陵地帯に囲まれ、東南部はおおむね平坦地となっているほか、南東部には、標高 30～40mの台地と標高 10m前後の低地帯が広がっている。丘陵地帯から流出する数条の小川は東部平坦地を東流し、下流で合流して涸沼前川となって涸沼に注いでいる。河川流域は沖積層に属し、湿田は下層に泥炭・マコモ層が散在するところもあり、山間部の谷津田と集落田が多く生産性はあまり高くないため、収益性の高い鉢物・コギクなどの花き、栗・果樹園芸の更なる推進を図る。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の推進についても取り組んでいる。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 岩間地区

(1) 現況

本地域は、市の南西部に位置し、西北部にかけて阿武隈山系に属するなだらかな丘陵地帯に囲まれ、北部を流れる桜川と随行寺川が涸沼川に注いでいる。南部には巴川の流域に沿って整備された肥沃な水田地帯が形成され、稲作、畑作、果樹の盛んな地域となっているが、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の推進についても取り組んでいる。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を促進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	笠間地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	友部地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	岩間地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の3の規定に基づく関係者間の連携を図り、目標達成に向け事業を推進する。

(別紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

地域の実態に応じて茨城県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域(旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満)

(2) 対象者

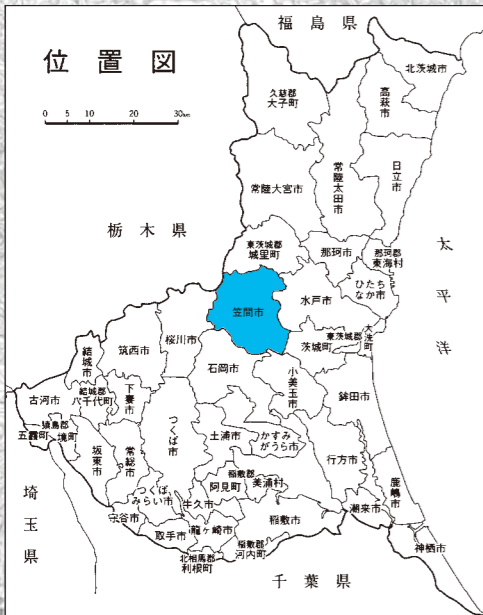
対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては、当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要があれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

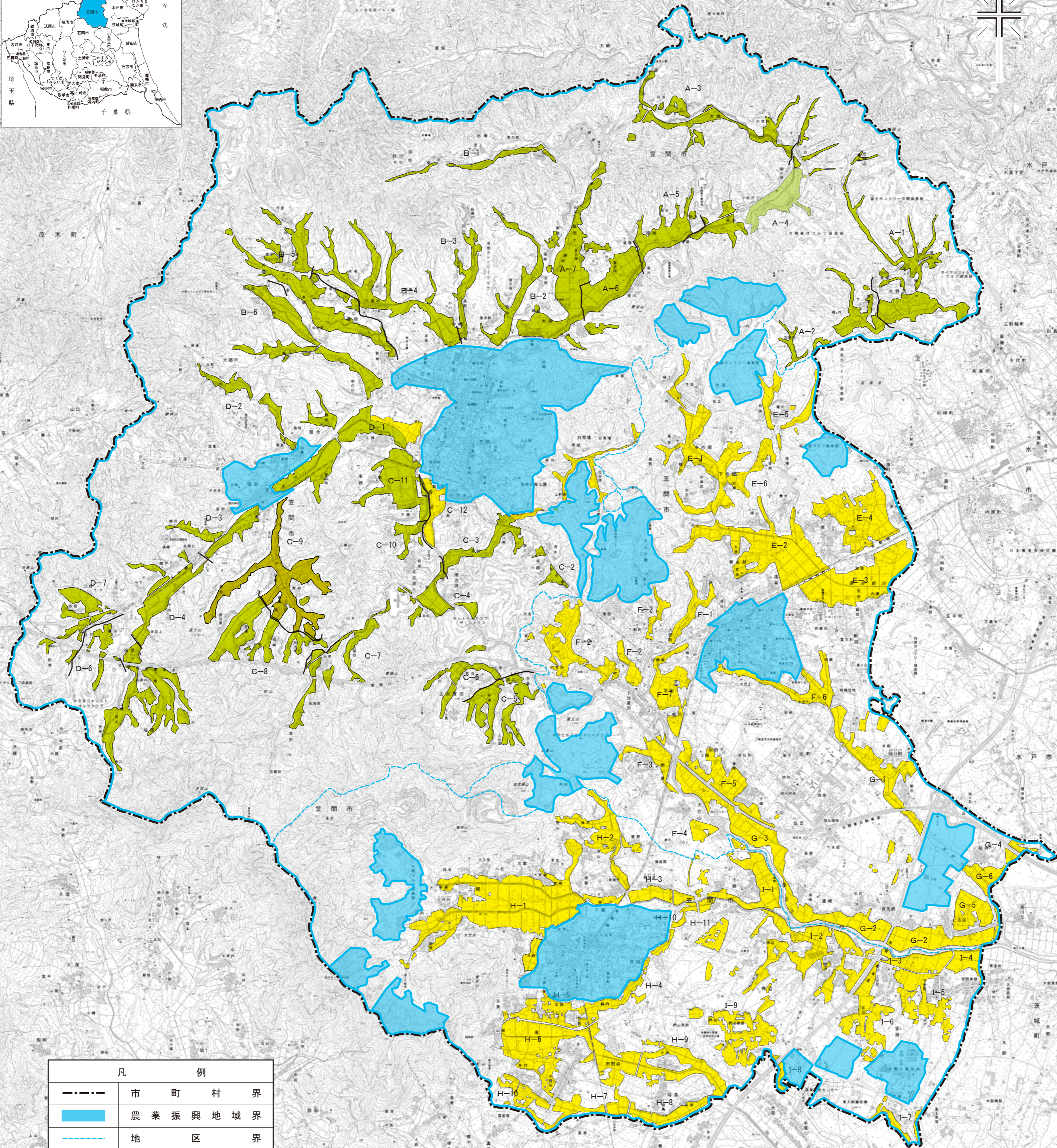
2) 農業従事者一人当たりの所得が茨城県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象者とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担

い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

3) 認定農業者に準ずる者とは、笠間市の農業基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する。



促進計画の区域図



凡 例	
-----	市 町 村 界
■	農 業 振 興 地 域 界
---	地 区 界
■	1・2・3号事業重複地
■	1・3号事業重複地
A-1	区 域 番 号

1 : 50,000

0 1000 2000 3000 m

	大字	区域番号
笠 間 地 区	池野辺	A-1 A-2
	大橋	A-3 A-4
	福田	A-4 A-5 A-6
	飯田	A-6 A-7 B-2
	大淵	A-6 A-7 B-2
	石寺	B-1
	箱田	B-1 B-4 B-5 B-6
	金井	B-2
	寺崎	B-4
	日沢	B-3
	片庭	B-4 B-5 B-6
	石井	B-5 B-6 D-1
	大郷戸	B-6 D-2
	笠間	C-1 C-3 C-12
	日草場	C-1
	手越	C-2 C-3
	南吉原	C-3 C-4
	北吉原	C-4 C-7 C-10
	上加賀田	C-5 C-6
	本戸	C-7 C-8 C-9
	稲田	C-9 D-1 D-2 D-3 D-4
	来栖	C-10 C-11 D-1
	下市毛	C-12
	飯合	D-1 D-2
	福原	D-4 D-5 D-6 D-7

※赤坂地内は農振農用地区域該当なし

	地域指定年月日	計画策定年月日	総合見直
笠間	S45. 3.31	S46.11. 4	16 年度
友部	S47.10.12	S48. 8.31	13 年度
岩間	S47.10.12	S49. 3.30	15 年度

	大字	区域番号
友 部 地 区	上市原	E-1 E-6
	中市原	E-1 E-6
	下市原	E-1 E-6
	小原	E-2 E-3 E-4 E-5 E-6
	鴻巣	E-2 E-3
	南友部	E-2 F-1
	五平	E-3
	大田町	F-1 F-2 F-7
	平町	F-1 F-2 F-6 F-7
	南小泉	F-3
	大古山	F-4
	矢野下	F-5
	鯉淵	F-6
	橋爪	F-7
	住吉	G-1 G-3
	随分附	G-1
	湯崎	G-2 G-3
	長兎路	G-2
	仁古田	G-2 G-4 G-5 G-6
	長兎路仁古田	G-4
柏井	G-4 G-6	

※美原、東平、八雲、友部駅前、中央、旭町、
下加賀田の地内は農振農用地該当なし

	大字	区域番号
岩 間 地 区	下郷	H-1 H-2 H-3 H-4
	上郷	H-1
	土師	H-3 I-1 I-10 I-11
	泉	H-4 H-5 H-6 H-10
	市野谷	H-6 H-7 H-8 H-9 H-10
	吉岡	H-4
	泉市野谷福島	H-9
	福島	H-8 H-9
	押辺	I-2 I-3 I-8 I-9
	安居	I-3 I-4 I-5 I-6 I-7